

◎入札説明書

茨城県が調達する委託業務に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 競争入札に付する事項

(1) 委託業務の名称

県央上水委託原第 08-30-604-0-004 号

浄水発生土処理業務委託（以下「処理業務委託」という。）

(2) 委託業務の内容

浄水発生土処理業務一式（処理予定数量 約 900 トン）

詳細は浄水発生土処理業務委託仕様書で指定する。

(3) 委託業務期間

契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 12 日まで

(4) 委託業務履行場所（排出事業場）

茨城県那珂市豊喰 685

茨城県企業局県中央水道事務所 水戸浄水場

(5) 入札方法

ア 本入札は、処理業務委託の処理価格に加えて、浄水発生土収集運搬業務委託（以下「運搬業務委託」という。）の運搬価格を総合的に評価して、処理業務委託及び運搬業務委託の落札者を決定する総合評価により実施するものである。

なお、提出する入札書は、処理業務委託及び運搬業務委託各々について提出するものとする。

イ 入札金額は、1 トン当たりの処理単価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額（消費税及び地方消費税抜き）を入札書に記載すること。

ウ 提出した入札書の引き換え又は変更は認めない。

(6) 落札者の決定方法

茨城県企業局会計規程（平成 23 年茨城県企業管理規程第 3 号以下「会計規程」という。第 87 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、処理業務委託及び運搬業務委託について、各々提出された合計額の最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者及び落札価格とする。この場合の予定価格は、処理業務委託及び運搬業務委託の合計額とする。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当していない者及び同条第 2 項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

(2) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成 8 年茨城県告示第 254 号）に基づく物品調達等競争入札参加資格を有する者であって、同要項第 5 条に規定する物品調達等競争入札参加有資格者名簿の大分類 23「廃棄物処理・衛生その他環境保護」に登録されている者（産業廃棄物処理業者においては、小分類 1「廃棄物処理」。産業廃棄物収集運搬業者においては、

小分類 2「廃棄物収集運搬」。) であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

- (3) 産業廃棄物処理業者においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃掃法」という。）第 14 条第 6 項の許可を受けた者であること。また、産業廃棄物収集運搬業者においては、廃掃法第 14 条第 1 項の許可を受けた者であること。なお、許可証の事業の種類に「汚泥」を含むこと。
- (4) 浄水発生土（浄水場の処理過程において発生する汚泥。以下「汚泥」という。）を処理する施設は前項の許可を受けたものであり、茨城県、千葉県、埼玉県、栃木県のいずれかにあること。
- (5) 産業廃棄物処理業者においては、排出される汚泥全量について、セメント原料、軽量骨材など焼成する工程を経て製品化する施設、又は建設改良土、園芸用土、グランド土として改質加工する工程を経て製品化する施設を有する者であること。なお、施設の年間処理能力が予定数量以上であること。
- (6) 産業廃棄物処理業者においては、水道又は下水道事業体が発注した汚泥の処理業務において、セメント原料、軽量骨材など焼成する工程を経て製品化する用途、又は建設改良土、園芸用土、グランド土として改質加工する工程を経て製品化する用途に有効利用した処理実績を有する者であること。
産業廃棄物収集運搬業者においては、水道又は下水道事業体が発注した汚泥の収集運搬業務の受注実績を有する者であること。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（更生計画の認可が決定した後又は再生計画の認可決定が確定した後に茨城県知事が一般競争入札参加資格の再認定をした場合を除く。）。
- (8) 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 1 号又は同条第 3 号に規定する者でないこと。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所及び問い合わせ先

〒311-0117 茨城県那珂市豊喰 685 番地

茨城県企業局県中央水道事務所 総務課

電話 029-295-1545

所属のメールアドレス : kichusui@pref.ibaraki.lg.jp

- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書の受領期限

令和 8 年 10 月 16 日（金）午後 5 時

- (3) 入札書の受領期限

令和 8 年 10 月 27 日（火）午後 2 時（ただし、郵送（書留郵便に限る。）による入札の場合は、令和 8 年 10 月 26 日（月）午後 5 時必着とする。）

- (4) 入札書の提出方法

入札書は、本人又は委任状の交付を受けた代理人が持参し、直接提出しなければならない。代理人が入札する場合は、入札書提出の前に委任状を提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、入札参加者の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び委任状に押印した印鑑の押印が

記載されなければならない。

なお、郵送（書留郵便に限る。）により入札書を提出する場合は、封書に「入札書在中（朱書き）」、案件番号、案件名、開札日、入札参加者の商号又は名称を表記のうえ、提出すること。

4 入札説明書等に関する質問

（１）この入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおりとする。

ア 質問受付期間

公告の日から令和８年 10 月 9 日（金）午後 5 時までとし、これ以降に到達したものについては、回答しないので留意すること。

イ 質問受付先

3（1）に示す場所

ウ 方法

質問は、電子メールによること。

（２）質問に対する回答日時及び方法は、次のとおりとする。

ア 日時

令和 8 年 10 月 14 日（水）午後 5 時まで

イ 方法

電子メールより回答する。

5 入札参加資格等の確認

（１）この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書に産業廃棄物処理業者及び収集運搬業者の連名で、2（３）から 2（６）を確認できる書類を添付して、3（１）に示す場所に 3（２）で指定する日時までに郵送（書留郵便に限る。）又は持参により、提出しなければならない。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

（２）処理業者と収集運搬業者の組合せを変えた別申請は、同一入札では認めない。

（３）入札参加資格等の確認の結果は、一般競争入札参加資格等確認通知書により通知する。

（４）前項により不適合の通知を受けた者は、この一般競争入札に参加できない。

6 入札執行の日時及び場所

（１）日時 令和 8 年 10 月 27 日（火）午後 2 時

（２）場所 茨城県那珂市豊喰 685 番地

茨城県企業局県中央水道事務所 小会議室

7 開札

開札は、入札参加者又はその代理人の立ち合いのもと行うものとする。ただし、入札参加者又はその代理人が立ち合わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

8 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、会計規程第84条第2項各号のいずれかに該当する場合にあっては、契約保証金の全部又は一部を免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、会計規程第79条第2項各号のいずれかに該当する場合にあっては、契約保証金の全部又は一部を免除する。

10 入札の無効

次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

- (1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき。
- (2) 指定の日時までに入札書が提出されないとき。
- (3) 電報、電話及び電子メールによる入札。
- (4) 記名を欠くとき。
- (5) 誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき。
- (6) 首標金額を訂正した入札を行ったとき。
- (7) 同一の入札に2通以上の入札を行ったとき。
- (8) 同一の入札に他の入札者の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (9) 代理人が委任状を持参しないとき。
- (10) 本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに本公告に示した入札に関する条件に違反した入札。
- (11) 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札。

11 入札の辞退

入札参加者が入札を辞退する場合は、3(1)に示す場所へ郵送（書留郵便に限る。）又は持参により、開札日時までに到着するよう辞退届を提出するものとする。

12 再度入札等

- (1) 再度入札は、1回とする。
- (2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
- (3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

13 契約書作成の要否

- (1) 契約の相手方が決定したときは、別に指定する期日までに契約書を取り交わすものとする。
- (2) 契約書は2通作成し、双方各1通を保管する。

14 契約条項及び支払条件

別紙「契約書（案）」のとおり

15 その他

- (1) 入札参加者は、入札後にこの公告及び仕様書等について不明を理由として異議を申し立てることができない。
- (2) 入札参加者又は落札者が本件調達に関して要した費用は、すべて入札参加者又は落札者の負担とする。